

■平成30年8月から所得区分等に変更があります

平成30年8月から所得区分、自己負担限度額等が下の表のとおり変更になります。

■限度額適用認定証等をご利用ください

い 現役並み所得者Ⅱ・Ⅰの人は「限度額適用認定証」を医療機関などに提示すると、ひと月の同一医療機関などでの医療費の自己負担額が、該当する所得区分の自己負担限度額までになります。

低所得者Ⅱ・Ⅰの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などに提示すると、ひと月の同一医療機関などでの医療費の自己負担額を抑えることができ、入院時食事代の標準負担額も減額されます。

前述の限度額適用等を受けるためには、受診時に提示することが必要です。

どちらかの所得区分に該当し、入院などで医療費の自己負担額が高額になる可能性のある人は、事前に困国保年金課または困住民福祉課で申請してください(有効期間は申請した月の1日からです。原則として月を越えて遡ることはできませんので、ご注意ください)。

※現役並み所得者Ⅲおよび一般に該当する人は限度額適用認定証などの発行はありません。

■自己負担限度額 (月額)

平成30年7月まで

自己負担割合	所得区分	世帯の所得状況など	自己負担限度額(月額)	
			外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※>
	一般	現役並み所得者以外の住民税課税世帯の人	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 <多数回44,400円※>
1割	低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)の人	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ、その他の所得がない人	8,000円	15,000円

平成30年8月から

自己負担割合	所得区分	世帯の所得状況など	自己負担限度額(月額)	
			外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者Ⅲ	同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円※>	
	現役並み所得者Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が380万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円※>	
	現役並み所得者Ⅰ	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※>	
1割	一般	現役並み所得者以外の住民税課税世帯の人	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 <多数回44,400円※>
	低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)の人	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ、その他の所得がない人	8,000円	15,000円

※過去12ヶ月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります。